◎新潟県告示第958号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり新穂ダム管理規程及び新穂第二ダム管理規程の変更を認可した。

令和2年8月28日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
 - 佐渡市新穂瓜生屋490番地
 - 新穂村土地改良区
- 2 認可年月日
 - 令和2年8月18日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 新穂ダム管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 貯水・取水又は放流に関する事項
 - 第3章 ゲートの操作
 - 第4章 点検及び整備に関する事項
 - 第5章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第6章 観測及び調査に関する事項
 - (2) 新穂第二ダム管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 貯水・取水又は放流に関する事項
 - 第3章 ゲート操作
 - 第4章 点検及び整備に関する事項
 - 第5章 緊急事態における処置に関する事項
 - 第6章 観測及び調査に関する事項